

山 子 第 1 1 6 1 号
令和 2 年（2020 年）7 月 3 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二
(公 印 省 略)

福祉医療費助成（子ども医療）の拡充について

本市福祉医療については、御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では下記のとおり福祉医療費助成を拡充しますので、御理解、御協力をお願いします。

記

- 1 開始日 令和 2 年 8 月 1 日
- 2 拡充内容 子ども医療の助成割合を医療費の 1 割から 2 割に引き上げ
- 3 対象児童 小学 1 年生から中学 3 年生まで
※父母の所得による制限有り（変更なし）
- 4 その他 請求書の提出先、記入方法に変更なし
レセプトコンピューターの改修は各メーカーにお問合せください
制度により受給者証の色を変えておりましたが、令和 2 年 8 月以降は受給者証の色を白色に統一します
乳幼児医療、ひとり親家庭医療の変更はありません
各制度の詳細は別紙を参照ください

《問合せ先》
子育て支援係
電話：0836(82)1175

令和2年8月以降における
山陽小野田市福祉医療費助成制度の拡充について

乳幼児医療費助成制度

現行制度の概要

- 1 実施主体 山口県及び山陽小野田市
- 2 対象者 小学校就学前の乳幼児
- 3 所得要件 対象児童の父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下であること
- 4 助成の範囲 医療費の自己負担部分（通常2割部分）を助成

令和2年8月以降の変更はありません

子ども医療費助成制度

現行制度の概要

- 1 実施主体 山陽小野田市
- 2 対象者 小学1年生から中学3年生までの児童
- 3 所得要件 対象児童の父母の市民税の所得割額の合計が136,700円以下であること
- 4 助成の範囲 医療費の自己負担部分（通常3割部分）のうち2割を助成します（受診者の自己負担は1割となります。）。

令和2年8月以降の制度拡充のポイント

子ども医療の助成割合を医療費の1割から2割に引き上げます。
受診者の自己負担は1割となります。

ひとり親家庭医療費助成制度

現行制度の概要

- 1 実施主体 山口県及び山陽小野田市
- 2 対象者 ひとり親家庭の18歳未満（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童及びその母又は父
- 3 所得要件 市民税所得割額が非課税であること（同居の祖父母等の所得も含まれます。）
- 4 助成の範囲 医療費の自己負担部分（通常2割又は3割部分）を助成します

令和2年8月以降の変更はありません

注意事項

※いずれの制度も、生活保護受給世帯や他の医療費助成制度の受給が受けられる場合には、該当にならないことがありますので、医療機関の窓口では、これまでどおり受給者証の確認をお願いします。

※医療機関の窓口では、可能な限り現物給付をお願いします。現物給付による対応ができない場合は、市役所の窓口で手続を行った上で、現金給付を行います。